

最高裁秘書第3342号

令和7年10月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

9月8日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁判所裁判官会議の承認決議が出た後に裁判官の依願退官を撤回できるかどうかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240